

毎週火、金曜日発行(但休日相当は翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇規則 職員の職の設置に関する規則の一部改正
◇人委規則 職務の等級の分類の基準に関する規則の一部改正

規則

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年七月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十五号

職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年十月鳥取

県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

- 第二条第一号中「(二十一)企業診断員」を「(二十一)企業診断員」とし、「(二十二)課長補佐」から「(二十)監察員補」までをそれぞれ一つずつ繰り下げ、「(十一)主査」の下に「(十二)農業構造改善員」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十六年七月一日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 覚 蔵

鳥取県人事委員会規則第三十一号

職務の等級の分類の基準に関する規則の一部を改正する規則

職務の等級の分類の基準に関する規則(昭和三十六年

